

浄化槽をご利用の皆様へ

## 浄化槽は「生き物」です！

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいな水へと処理する装置で、私たちに快適な生活をもたらしてくれるのみならず、河川や海などの自然保全にもつながります。しかし、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行い、正しく使わないとかえって河川や海などを汚す原因となり、悪臭の原因にもなります。

浄化槽は、以下の点に注意してご利用をお願いします。

### 【1. 浄化槽は正しくつかいましょう！】

- ① 水は適正量使いましょう。
- ② ブロアーの電源は、切らないでください。
- ③ 保守点検・清掃は定期的に行いましょう。

### 【2. 法定検査を受けましょう！】

浄化槽を新しく設置した場合は、使用開始から3ヵ月を経過した日から5ヵ月の間に、本来の性能を有しているかどうかを確認するための法定検査の受検が義務付けられています。

また、すべての浄化槽には、定期的な保守点検や清掃に加え、それらが適正に行われているかどうかを確認するための第三者機関（県知事の指定検査機関）による法定検査受検が年1回義務付けられています。

### 【3. 合併浄化槽への転換を！】

くみ取り式トイレ又は、「し尿」のみしか処理できない浄化槽をご使用のご家庭は、「生活排水」及び「し尿」を併せて処理できる環境にやさしい合併浄化槽へ転換しましょう！

### 【4. 出前講座を実施しています！】

浄化槽協会では、浄化槽のことや法定検査制度などについて理解を深めていただくため、出前講座を実施しています。希望がありましたら協会へお問合せください。

### 【問合せ先】

福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 ☎ 23・4111

財団法人 福岡県浄化槽協会 筑豊検査センター ☎ 0947・45・6102

